

建設工事等に係る「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の設定方法等の変更について

平成 30 年 3 月 1 日
長野市財政部契約課

価格によっては、適正な施工・履行が通常見込まれない契約の締結を防止するため、建設工事及び工事に係る業務委託に係る入札について「最低制限価格」又は「低入札調査基準価格」を設定していますが、この設定方法等について、次のとおり変更します。

1 最低制限価格の適用及び設定

ア 建設工事（設計金額 2 億円未満）

現 行 予定価格の 87.5%～90.0%の範囲で設定

変更後 予定価格の 87.5%～92.5%の範囲で設定

※ 具体的な算定方法は、非公表とします。

イ 測量等工事に係る業務委託（設計金額 2.2 億円未満）

現 行 予定価格の 80.0%～85.0%の範囲で設定

変更後 予定価格の 85.0%～90.0%の範囲で設定

※ 具体的な算定方法は、非公表とします。

2 低入札調査基準価格の適用及び設定

ア 建設工事

現 行 設計金額 24.7 億円以上及び特殊な建設工事に適用

変更後 設計金額 22.9 億円以上及び特殊な建設工事に適用

イ 測量等工事に係る業務委託等

現 行 設計金額 2.4 億円以上に適用

変更後 設計金額 2.2 億円以上に適用

3 その他

最低制限価格、低入札調査基準価格のいずれを適用するかは、個別の入札公告又は指名通知等によりお知らせします。

4 実施時期

平成30年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約から適用します。